

## 著者紹介

河野 正憲(かわの まさのり) 序章, 第5章 執筆

## 略歴

1967年 九州大学法学部卒業, 1973年 九州大学大学院博士課程中退, 北九州大学教授, 東北大学教授, 名古屋大学教授を経て、  
現在、福岡大学法科大学院教授, 九州大学博士(法学)。

## 主要著作

『当事者行為の法的構造』(弘文堂, 1988年), 『民事訴訟法』(有斐閣, 2009年), 『Current Topics of International Litigation』(Mohr Siebeck, 2009, 共編), 『ビジネス紛争の国際化と民事訴訟手続』井上治典先生追悼論文集『民事紛争と手続理論の現在』(法律文化社, 2008年)。

## ◆読者へのメッセージ◆

今日の社会では、どのような職業に就くにせよ、市民間の私的紛争を解決するための様々な裁判外の紛争解決制度や民事訴訟についての正確な知識を持つことは極めて重要です。本書では、極めて専門的であるように見えるこれらの民事紛争解決のための手続とその周辺の問題をできるだけ平易に概観しています。社会生活に不可欠なこれらの制度についてそのトータルな姿と働きを正確に理解し、その社会的な機能を考えてみてください。

勅使川原 和彦(てしがはら かずひこ) 第3章 執筆

## 略歴

1991年 早稲田大学法学部卒業, 1993年 早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了, 同年 早稲田大学法学部助手, 同専任講師, 助教授, 教授を経て、  
現在、早稲田大学大学院法務研究科教授, 博士(法学・早稲田大学)。  
平成21年度・22年度新司法試験審査委員(民事訴訟法)。

## 主要著作

『民事訴訟法理論と「時間」的価値』(成文堂, 2009年), 『民事訴訟法 Visual Materials』(有斐閣, 2010年, 共著) など。

## ◆読者へのメッセージ◆

民事訴訟法は手続法ですが、歴史的な流れの中で選択淘汰されてきた手続を規律するものでもあります。選ばれて残ってくるにはそれなりの理由があったわけで、そのあたりに注目すると、俄然理解ははかどるかもしれません。その意味で、本書では、字数の制約で割愛した部分はあっても、趣旨や根拠に少しこだわって説明してみたつもりです。

芳賀 雅顕(はが まさあき) 第2章 執筆

## 略歴

1989年 明治大学法学部卒業, 1992年 早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了, 1995年 慶應義塾大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学, レーゲンズブルク大学留学(DAAD, フンボルト財団), 明治大学法学部助手などを経て、  
現在、明治大学法学部教授。

## 主要著作

『Europäisches Insolvenzrecht/Kollektiver Rechtsschutz』(Gieseking, 2008, 共著), 『国際訴訟競合における事件の同一性を判断する法』『ボーダレス社会と法(オスカー・ハルトヴィーク先生追悼)』(信山社, 2009年), 『外国判決の効力』法学研究83巻1号(2010年)など。

## ◆読者へのメッセージ◆

訴訟法は抽象度が高く、また実体法とはことなり、イメージがなかなか湧かない分野といえます。しかし、簡単な具体例を頭に描きながら勉強していくと、実体法とは違った法律を学ぶ面白さを徐々に理解してもらえらると思います。本書が、その一助になることを願っています。

鶴田 滋(つるた しげる) 第1章, 第4章 執筆

## 略歴

1995年 九州大学法学部卒業, 1998年 熊本大学大学院法学研究科修士課程修了, 2004年 大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得, 福岡大学法学部講師を経て、  
現在、九州大学大学院法学研究科准教授, 博士(法学・大阪市立大学)。

## 主要著作

『共有者の共同訴訟の必要性——歴史的・比較法的考察——』(有斐閣, 2009年), 『共有者の共同訴訟の必要性と共有者の訴権の保障』大阪市立大学法学雑誌55巻3・4号(2009年), 『ドイツにおける固有必要的共同訴訟の柔構造化』小島武司先生古稀祝賀『民事司法の法理と政策(上)』(商事法務, 2008年), 『固有必要的共同訴訟の構造』井上治典先生追悼論文集『民事紛争と手続理論の現在』(法律文化社, 2008年)など。

## ◆読者へのメッセージ◆

民事訴訟法を学ぶ上でまず大切なことは、民事訴訟手続の大まかな構造・流れを把握すること、個別の問題が民事訴訟手続全体のどこに位置づけられているのかを理解することだと思います。このように、民事訴訟法の理解のためには、マクロとミクロの複眼的な視点が必要ですので、民訴を「わかった!」と言えるには少し時間がかかるかもしれませんが、しかし、その分、理解できたときの感動はひとしおですので、手続の流れに沿ってまとめられ、個別の制度趣旨に関する叙述に重点を置いた本書を使って、民訴の世界に飛び込んでほしいと思います。